川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

## 平成28年11月28日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261 号)第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は 育児休業法」に改める。

第22条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

9 平成29年4月1日(以下「移譲日」という。)の前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定

の施行に伴い、引き続き給与条例の適用を受けることとなったものについて、 移譲日前に職員の育児休業等に関する条例(平成4年神奈川県条例第7号) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当す る規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その 他の行為とみなす。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 参考資料

## 制定要旨

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、県費負担教職員の給与負担等が移譲されたこと及び川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。